

# 保育士の 皆さんへ



- 結婚や育児で保育の現場を離れていた保育士資格をお持ちの皆さんへ
- 資格を持っていてそろそろ就業したいとお考えの皆さんへ

平成29年**3月8日**から保育所に復職された方が利用できる支援制度が拡充されました。

1

現在保育士として勤務していない方で未就学児のお子さんがある保育士資格をお持ちの方が保育所等へ勤務した場合(育児休業・産休から復職される方も対象となります。)

お子さんの保育料の一部をお貸しします。

保育料の2分1(貸付を受ける方1人につき月額27,000円が上限)をお貸しします。

2

現在保育士として勤務していない方が保育所等に勤務することが決定した場合就職準備金として

貸付上限金額が  
上限20万円 → 上限 **40万円**  
に変更されました。

3

現在未就学児のお子さんがいて保育士として勤務している方で、勤務の時間帯により子どもの預かり支援に関する事業を利用している場合

利用料の半額をお貸しします。  
(年額12万3千円以内)

●ファミリー・サポート事業ベビーシッター派遣事業等

( ●1と2については勤務時間が週30時間以上 → **週20時間**以上に緩和されました。 )



いずれも2年以上保育士として勤務した場合、  
**貸付金の返還が免除**されます。

公益社団法人 兵庫県保育協会

〒651-0062

神戸市中央区坂口通2丁目1番1号 兵庫県福祉センター内

☎078-242-4623

<https://www.hyogo-hoikukyokai.or.jp>



お問い合わせ  
先